

議案第54号

南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年5月31日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市公共下水道条例の一部を改正する条例

南あわじ市公共下水道条例（平成 17 年南あわじ市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 2 号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の氏名」を「下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第 3 項第 2 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第 4 号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改める。

第 10 条第 1 項第 1 号中「次条第 1 項」を「第 12 条第 1 項」に、「が 1 名以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第 11 条の見出しを「(責任技術者)」に改め、同条第 1 項中「下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に、「専属させなければならない」を「選任しなければならない。ただし、兵庫県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市公共下水道条例旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略 (指定の申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属</u>することとなる<u>責任技術者の氏名</u></p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法人にあつては、定款及び<u>登記簿の謄本</u>、個人にあつてはその住民票の写し</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>専属</u>することとなる<u>責任技術者の</u>第16条の規定により交付された責任技術者証の写し</p> <p>(5)・(6) 略 (指定の基準)</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (指定の申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任</u>することとなる<u>下水道排水設備工事責任技術者</u>（以下「<u>責任技術者</u>」という。）の氏名並びに<u>他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u></p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法人にあつては、定款及び<u>登記事項証明書</u>、個人にあつてはその住民票の写し</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>選任</u>することとなる<u>責任技術者に係る</u>第16条の規定により交付された責任技術者証の写し</p> <p>(5)・(6) 略 (指定の基準)</p> <p>第10条 略</p>	

(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。

(2)～(4) 略

2 略

(下水道排水設備工事責任技術者)

第11条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2・3 略

第13条以下 略

(1) 営業所ごとに、第12条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。

(2)～(4) 略

2 略

(責任技術者)

第11条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、兵庫県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2・3 略

第13条以下 略